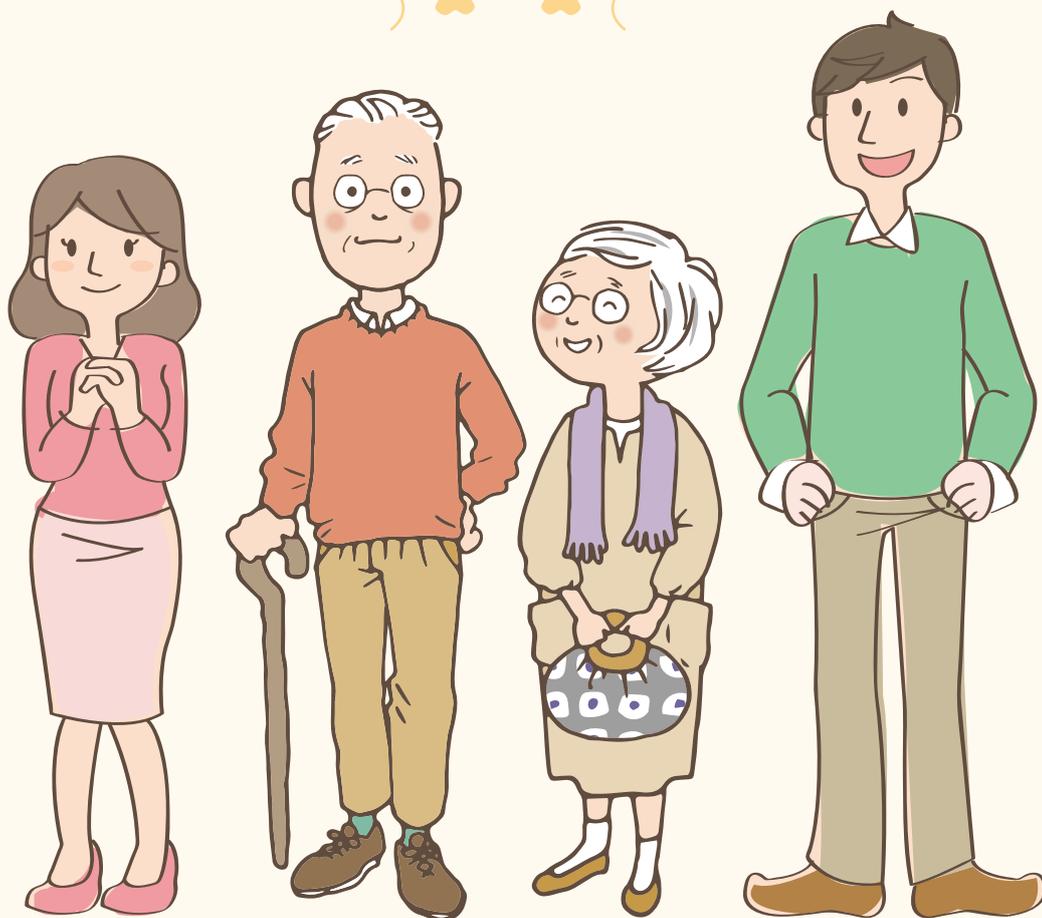


日常生活自立支援事業 成年後見制度

あんしんして
自分らしい暮らしを
送るために

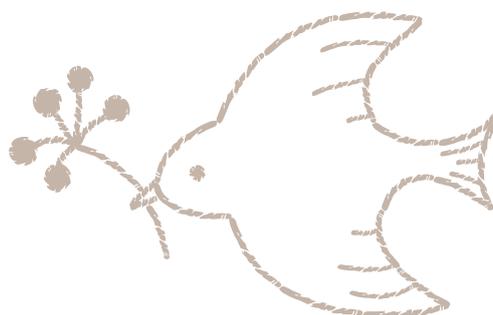


社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会
さがみはら成年後見・あんしんセンター

目次

日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い	P 1
1. 日常生活自立支援事業	P 2
お手伝いできる内容は？	P 3
利用料は、いくらですか？	P 3
誰がお手伝いしてくれますか？	P 4
専門員	
生活支援員	
サービス利用の流れ	P 5
2. 成年後見制度	P 6
成年後見制度とは	P 8
成年後見制度は、2つに分けられます	P 8
成年後見制度の種類	P 8
後見人等の支援内容	P 9
相模原市成年後見制度利用支援事業	P 9
成年後見制度利用までの流れ	P 10・P 11
よくある質問	P 12
Q 1. 申立期間は、どのくらいですか？	
Q 2. 後見人等には、どのような人がなりますか？	
Q 3. 専門職の特徴について教えてください。	
Q 4. 後見人等の業務は、いつ終了するのですか？	
Q 5. 四親等内の親族とは？	
3. 相談・問合せ先	P 13
成年後見制度と権利擁護に関する相談体制 イメージ図	P 13
一次相談窓口	P 14
相模原市役所の相談窓口（各高齢・障害相談課、各福祉相談センター）	
地域包括支援センター（愛称：高齢者支援センター）	
障害者相談支援キーステーション	
二次相談窓口	P 15
さがみはら成年後見・あんしんセンター中核機関としての事業内容	
その他の事業内容	
専門職成年後見人等一覧	P 16
神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり	
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	
公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部	
東京地方税理士会 成年後見支援センター	
後見等の申立てをするとき	P 17
横浜家庭裁判所 相模原支部	
任意後見契約をするとき	P 17
相模原公証役場	P 17

日常生活自立支援事業と 成年後見制度の違い…



2つの制度はよく似ています。**日常生活自立支援事業**は、ご本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理等に限定して援助するのに対し、**成年後見制度**は、財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助します。

	日常生活自立支援事業	成年後見制度 (法定後見制度)
概要	日常的な生活援助の範囲内で支援を行う。	財産管理や身上保護に関する法律行為全般を行う。
対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等	
対象者	判断能力が不十分ではあるが、本事業の利用の意思と契約内容が理解できる人	精神上的の障がいにより意思表示をする能力が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く常況（後見）にある人
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な預金の払戻し、預け入れ等生活費の管理、福祉サービス利用料の支払手続き ○福祉サービスを利用する際の契約手続き等の援助 ○通帳・印鑑・年金証書等の預かり 	<ul style="list-style-type: none"> ○預金、不動産、証券など財産全般の管理 ○施設への入退所契約、治療入院契約 ○不動産の売却や賃貸契約・解約 ○消費者被害の取消し
支援者	相模原市社会福祉協議会（専門員・生活支援員）	成年後見人、保佐人、補助人
費用報酬	相談は、無料で、サービスの利用は、有料（基準有り）	家庭裁判所が本人の資産状況等を判断して決定



1. 日常生活自立支援事業 ～一人で悩まずに、まずはご相談ください～

日常生活自立支援事業の利用

～大切なものを紛失した!?～



日常生活自立支援事業の利用

～お金のやりくりに困った!?～





相模原市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方のために福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理、定期預金などの重要書類の保管を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるようお手伝い（支援）をします。

お手伝いできる内容は？

●福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

- ・福祉サービスの利用をお手伝いします。
- ・日常的な金銭の出し入れをお手伝いします。
預貯金口座から生活費を払い戻し、ご自宅にお届けします。
- ・家賃や公共料金などの各種支払いを代行します。
支払いに滞りがないようお手伝いします。

●書類等預かりサービス

定期預金や権利書、実印など大切な書類等失くさないよう、銀行の貸金庫でお預かりします。

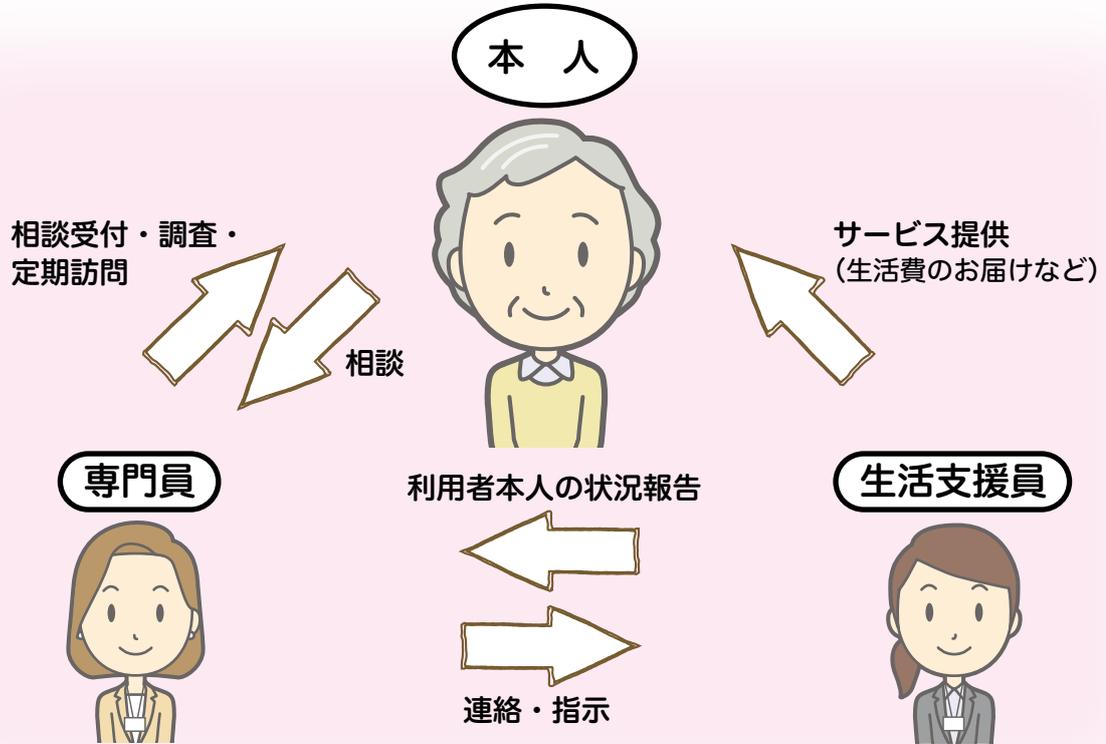
利用料は、いくらですか？

援助内容			利用料
◆福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス	生活保護を受給している人、又は前年度分の市県民税が非課税の人	A階層	無料
	市県民税所得割の課税標準額が2,000,000円以下の人	B階層	月額 2,500円
	市県民税所得割の課税標準額が2,000,001円以上の人	C階層	月額 5,000円
◆書類等預かりサービス			月額 500円



誰がお手伝いしてくれますか？

専門員と生活支援員がお手伝いします。



本人の困りごとや希望を聞き一緒に考えます。

専門員

- ・相談業務
- ・利用に関する調査
(アセスメントシートの作成、契約締結判定ガイドラインの作成)
- ・利用契約の締結、終了等の手続き
- ・支援計画書作成及び変更に関する業務
- ・支援計画書に基づく定期的な訪問
- ・関係機関等と連絡調整など

生活支援員

- ・定期的に利用者宅を訪問し、支援計画書に沿った支援を実施
- ・支援内容や利用者の状況等を専門員へ報告など

生活費のお届けや家賃・電気料金などの支払いをします。



サービス利用の流れ

1

相談の受付

相模原市社会福祉協議会が相談を受け付けます。



2

調査

専門員が自宅等を訪問して、お話を伺います。サービス内容について説明し、本人のサービスの利用意思及び契約能力の確認を行うため、数回訪問します。



3

審査会

サービスの利用及び支援内容が適切か、医師や弁護士等の専門家や学識経験者の方々によって審査が行われ、サービスの利用を決定します。



4

支援計画書の作成

本人と相模原市社会福祉協議会とでサービスの内容や支援の頻度など詳細について取り決めをします。本人の希望を伺いながら支援計画を提案し、支援計画書を作成します。

支援計画書（例）

【支援頻度 月2回の場合】

- 1 月2回 生活費（1万円）を届ける。
- 2 月1回 通院費（3千円）を届ける。
- 3 月1回 家賃（5万円）を振り込む。
- 4 月1回 福祉サービス利用料金を支払う。
- 5 月1回 携帯利用料金を支払う。

※支援計画書にはない、現金の払戻し等が必要になった場合は、本人の意思を確認し、臨時で支援を行います。

5

契約

本人と相模原市社会福祉協議会とで、サービスの内容を十分に確認した上で、“契約”を結びます。

※契約期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。
双方に異議が無い場合は、契約を更新します。



6

サービス開始

相模原市社会福祉協議会の専門員・生活支援員が支援計画に沿ってサービスを提供します。

2. 成年後見制度 ～一人で悩まずに、まずはご相談ください～

法定後見制度の利用

～親族でもお金をおろせない!?～



法定後見制度の利用

～親なきあとの心配～



※1 委任状とは...手続きを信頼できる人に任せるということを記入した書面です。

任意後見制度の利用

～将来に備えて～



成年後見専門相談の利用

～親族後見人の困りごと～



※2 取消権とは…後見人等の同意を得ないで行った法律行為を取消す（無かったことにする）ことです。



成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や障がいなどにより、自身で重要な事柄を判断することが難しい方が安心して生活できるよう支援する制度です。

成年後見制度は、2つに分けられます

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。判断能力が不十分な方を支援する法定後見制度と判断能力が不十分になった時に備えて、自ら選んだ人と事前に契約しておく任意後見制度があります。



成年後見制度の類型

類 型	法定後見制度			任意後見制度
	後 見	保 佐	補 助	任意後見契約
ご本人の判断能力	欠けているのが通常の状態	著しく不十分	不十分	判断能力あり
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	全ての契約を代わりに手続きしてほしい!	重要な契約を代わりに手続きしてほしい!	難しい手続きを手伝ってほしい!	任意後見契約で定めた行為
成年後見人等が代理することができる行為(※1)	日常の買物などの生活に関する行為以外の行為	重要な財産関係の権利を得喪する行為等 (借金、相続の承認など、民法第13条第1項に規定する行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為)	申立ての範囲内で裁判所が定める行為 【民法第13条第1項に規定する行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築などの一部に限ります。)。本人の同意が必要です。】	任意後見契約で定めた行為
	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める行為(本人の同意が必要です。)	申立ての範囲内で裁判所が定める行為(本人の同意が必要です。)	

※1 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
 ※ 補助開始の審判を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。
 ※ 成年後見人には、同意権はありません。



後見人等の支援内容

後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」）は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況を考慮して、身上保護や財産管理を行います。

後見人等が行う支援の例

身上保護	サービス利用契約の手続き等 入退院に関する手続き等 福祉施設等の入退所に関する手続き等
財産管理	預貯金管理 年金受領 不動産の売買契約 税金・保険料の支払い等 

- 法定後見制度の場合、後見人等の代理権・同意権・取消権は、家庭裁判所から付与された（あらかじめ認められた行為）範囲内で支援します。
- 任意後見制度の場合、事前に契約した代理権の範囲内で支援を行います。
- 本人を直接介護や身元保証をすること、医療行為の同意をすることは、できないとされています。（親族が後見人等の場合、親族として行うことはこの限りではありません。）



相模原市成年後見制度利用支援事業

相模原市では、法定後見制度を利用する方に対し、次のような支援をしています。

① 身寄りがいない方などへの市長申立て

後見等開始の申立てができる親族がいないなどの事情がある方に対して、相模原市長が家庭裁判所に申立てを行っています。

② 申立て費用助成、後見人等報酬助成

本人の経済的事情により申立て費用や後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。助成に当たっては、必要な条件がありますので、市役所の各相談窓口にお問合せください。



成年後見制度利用までの流れ

成年後見制度

判断能力が
不十分な方

認知症
知的障がい
精神障がい
の方

法定後見制度

後見等開始の審判申立て

- **申立てできる人**
本人、配偶者、四親等内の親族
市長（申立てする人がいない場合）ほか
 - **準備すること**
 - ・ 家庭裁判所の後見係窓口等で申立書書式一式を入手する。
 - ・ 主治医へ診断書の作成を依頼する。
 - ・ 本人情報シートへの記載を依頼する。
 - ・ 本人の親族の意見書をもらう。
 - ・ 申立書、申立事情説明書、後見人等候補者事情説明書等を記入する。
 - ・ 財産目録及び収支予定表を作成し、財産や収支を裏付ける資料（預金通帳や年金通知書等のコピー）を準備する。
 - **必要なもの**
 - ・ 申立書、各種照会書等一式
 - ・ 本人の戸籍謄本
 - ・ 本人の住民票
 - ・ 本人の後見登記されていないことの証明書（横浜地方法務局又は東京法務局へ請求）
 - ・ 成年後見人等候補者の住民票
 - ・ 申立費用
収入印紙（申立手数料） 800円～2,400円
収入印紙（登記手数料） 2,600円
郵便切手 3,000円～5,000円程度
鑑定費用（裁判所が鑑定が必要であると判断した場合） 5～10万円程度
 - **申立先**
本人住所地を管轄する家庭裁判所（相模原市に住所がある場合は、横浜家庭裁判所相模原支部）
- ※後見等開始の審判申立てのご案内や書式は、横浜家庭裁判所ホームページ上の「裁判手続の案内」の「横浜家裁（後見係）から」ダウンロードすることもできます。

判断能力が
不十分に
なったときに
備えて準備

任意後見制度

委任後見契約（公正証書）

- **契約する人**
本人
判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ本人が契約しておく
- **契約するために決めておくべきこと**
 - ・ 本人は、誰に支援してほしいか＝支援者＝任意後見人
 - ・ 本人は、任意後見人に何をしてほしいか＝支援内容
 - ・ 任意後見人の報酬
- **作成場所**
・ 最寄りの公正役場



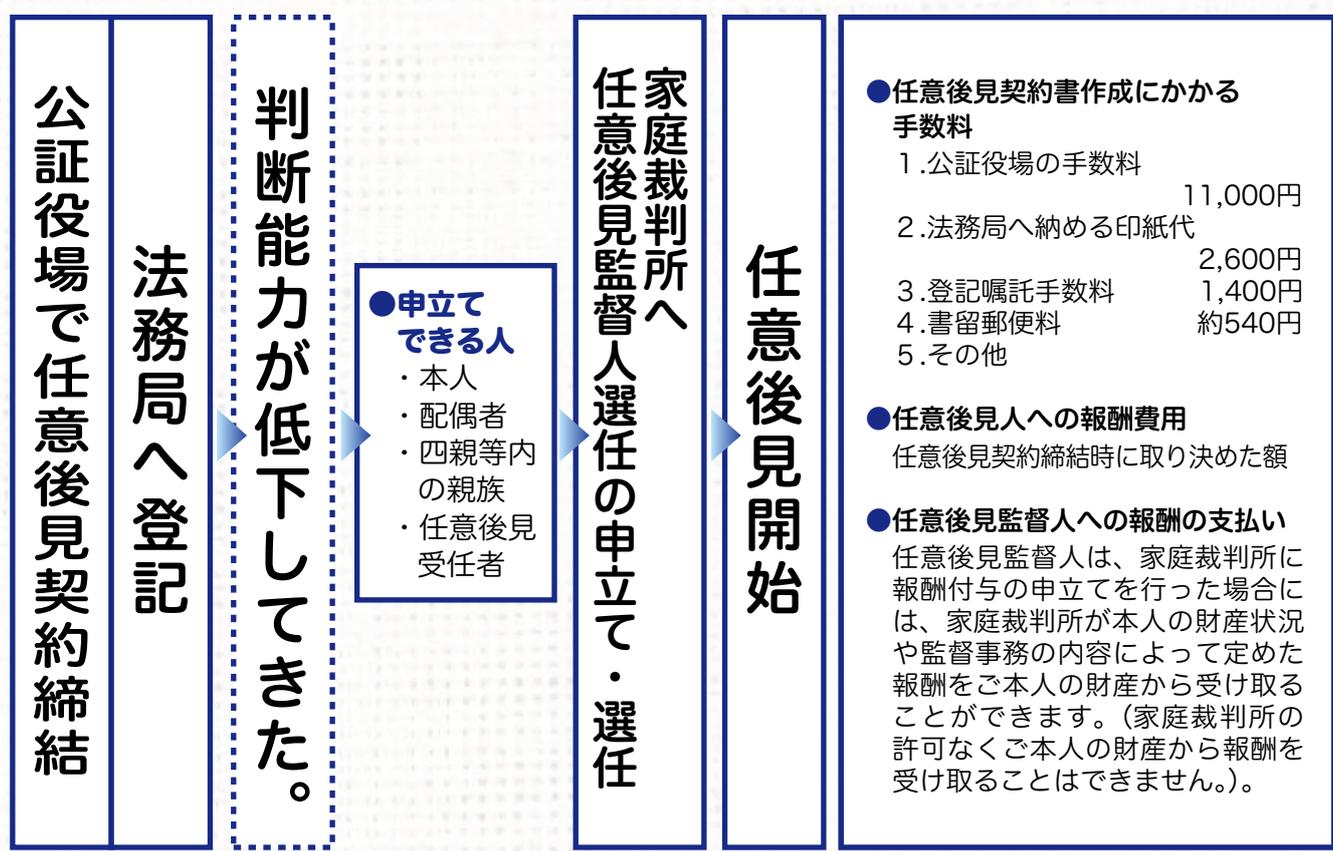
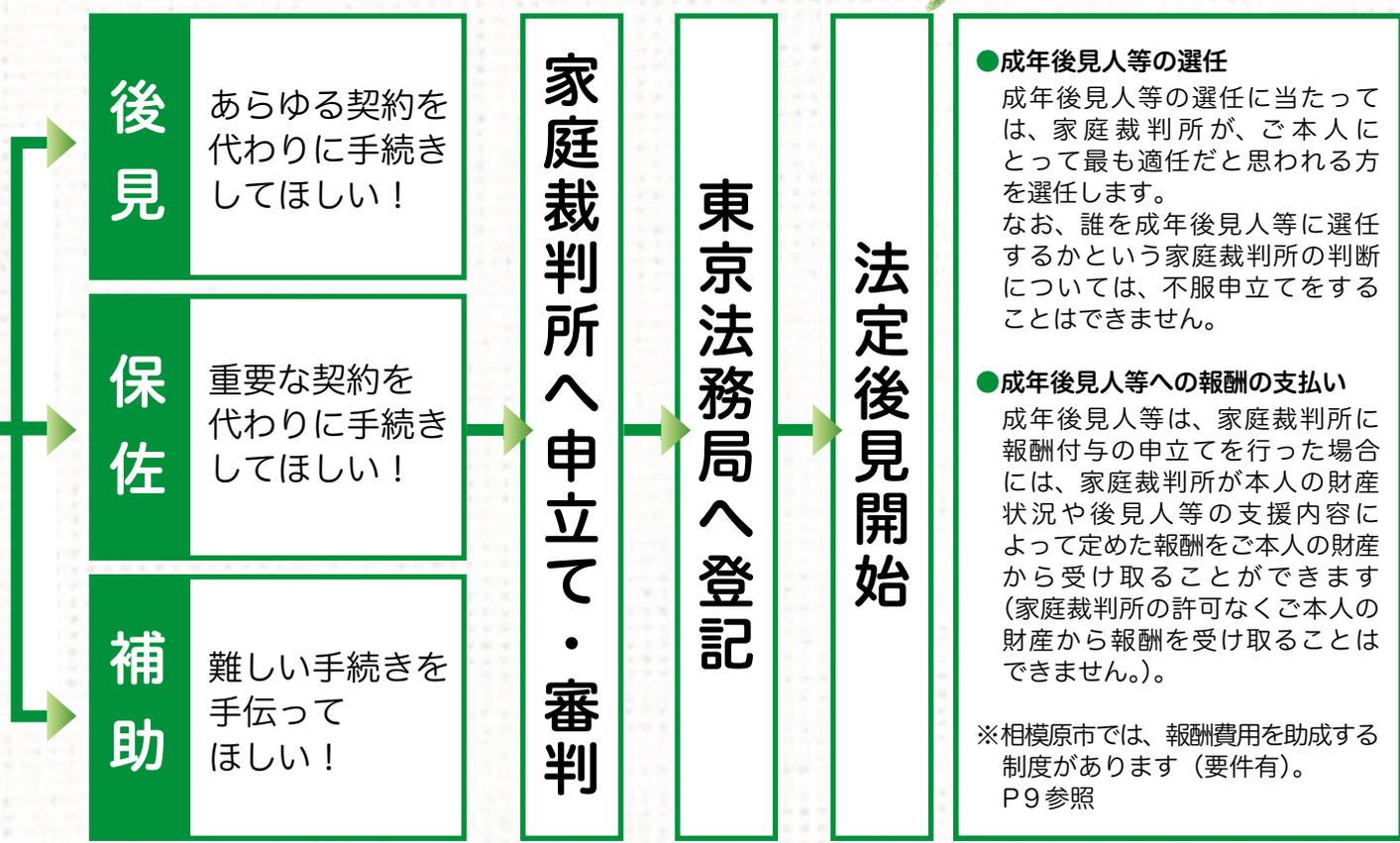
委任契約（財産管理・身上保護等）

判断能力のあるうちから支援を受けるための契約

委任契約（死後事務）

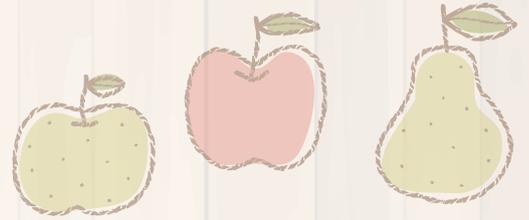
亡くなった後の諸手続き







よくある質問



Q1 申立てをしてから審判が決定するまでどのくらい期間を要しますか？

本人が抱えている課題や後見等候補者の有無などによりますが、通常は1か月から3か月程度です。

Q2 後見人等には、どのような人がなりますか？

後見人等になるために特別な資格は、必要ではありません。本人を身近に支援できる人として、親族がなることができます。

また、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士等の第三者の専門家に依頼することもできます。

相模原市では、平成27年9月より市民後見人養成研修がスタートし、すでに多くの方が研修を修了し、身寄りのない方などの後見人として活動しています。

※後見人等は、定期的に家庭裁判所へ業務報告を行う義務があります。

Q3 専門職に後見人候補者をお願いする場合、専門職ごとに得意とする分野を教えてください。

弁護士 管理財産が高額／債務整理・交通事故等の法的対応が必要／虐待がある等、複雑で困難な場合

司法書士 不動産の相続、売買／債務整理／遺産分割協議がある場合

行政書士 官公署への申請等による財産管理や身上保護を必要とする場合

社会福祉士 身上保護が中心の場合

税理士 不動産取得、譲渡所得、相続税等、税金に関係する場合

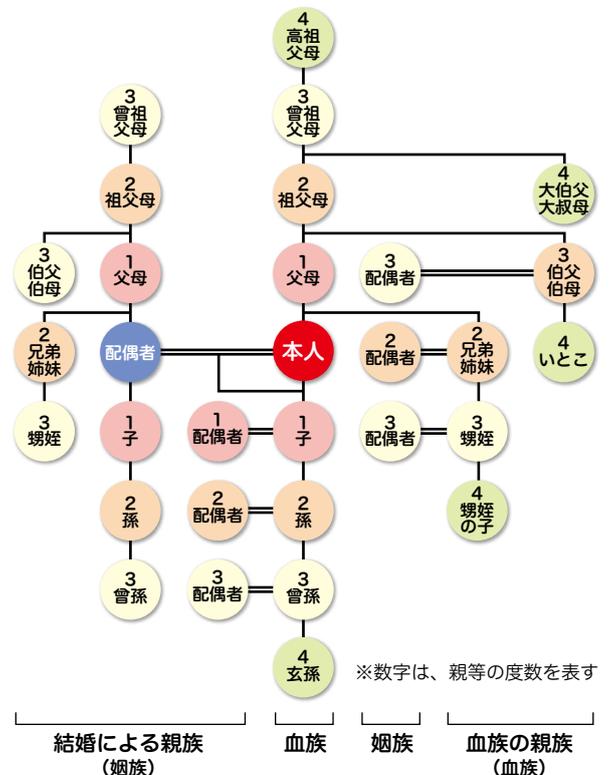
※詳細はP16、17へ

Q4 後見人等の業務は、いつ終了するのですか？

後見人等の業務は、基本的に本人が亡くなるまで続きます。ただし、後見人等が病気などの理由で業務の遂行が困難になったときなど、特別な理由がある場合には、家庭裁判所の許可を受けて、辞任することができます。

Q5 申立てができる人の中に四親等以内の親族とありますが、その範囲を具体的に教えてください。

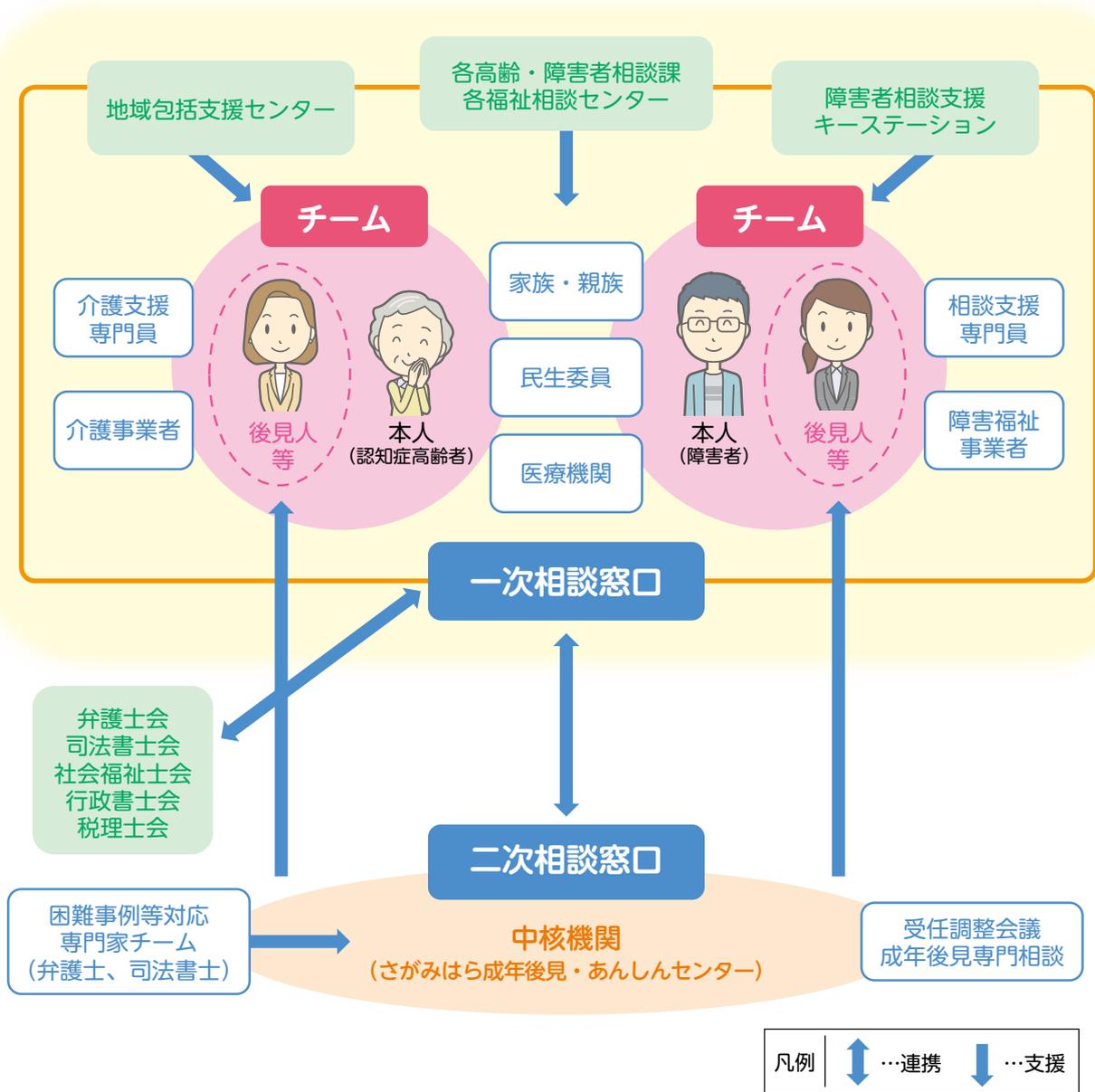
四親等内の親族図



3. 相談・問合せ先

さがみはら成年後見・あんしんセンターは、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築の一環として、成年後見制度の利用促進を目指す中核機関です。市民の身近な相談機関（一次相談窓口）の支援を行う「二次相談窓口」を担っています。

成年後見制度と権利擁護に関する相談体制 イメージ図



※『チーム』：ご本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなって日常的に見守り、ご本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うことが求められます。
 ※『一次相談窓口』：福祉・専門職団体が協力してチームを支援する、身近な相談窓口を指します。
 ※『二次相談窓口』：チーム及び一次相談窓口に対するバックアップ支援を担います。



一次相談窓口

相模原市役所の相談窓口（各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター）

	高齢福祉班	身体・知的福祉班	精神保健福祉班
緑 高齢・障害者相談課	☎042-775-8812	☎042-775-8810	☎042-775-8811
城山福祉相談センター	☎042-783-8136		
津久井高齢・障害者相談課	☎042-780-1408 (地域・高齢福祉班)		☎042-780-1412 (障害福祉班)
相模湖福祉相談センター	☎042-684-3215		
藤野福祉相談センター	☎042-687-5511		
中央高齢・障害者相談課	☎042-769-8349	☎042-769-9266	☎042-769-9806
南 高齢・障害者相談課	☎042-701-7704	☎042-701-7722	☎042-701-7715

地域包括支援センター（高齢者支援センター）

高齢の方につきましては、お住まいの近くの地域包括支援センターで相談をお受けします。

緑 区	橋本地域包括支援センター	☎042-773-5812
	相原地域包括支援センター	☎042-703-5088
	大沢地域包括支援センター	☎042-760-1210
	城山地域包括支援センター	☎042-783-0030
	津久井地域包括支援センター	☎042-780-5790
	相模湖地域包括支援センター	☎042-684-9065
	藤野地域包括支援センター	☎042-686-6705
中 央 区	小山地域包括支援センター	☎042-771-3381
	清新地域包括支援センター	☎042-707-0822
	横山地域包括支援センター	☎042-751-6662
	中央地域包括支援センター	☎042-730-3886
	星が丘地域包括支援センター	☎042-758-7719
	光が丘地域包括支援センター	☎042-750-1067
	大野北第1地域包括支援センター	☎042-704-9551
	大野北第2地域包括支援センター	☎042-768-2195
	田名地域包括支援センター	☎042-764-6831
	上溝地域包括支援センター	☎042-760-7055

南 区	大野中地域包括支援センター	☎042-701-0511
	大沼地域包括支援センター	☎042-705-5435
	大野台地域包括支援センター	☎042-758-8278
	大野南地域包括支援センター	☎042-767-3701
	上鶴間地域包括支援センター	☎042-767-2731
	麻溝地域包括支援センター	☎042-777-6858
	新磯地域包括支援センター	☎046-252-7646
	相模台第1地域包括支援センター	☎042-767-3888
	相模台第2地域包括支援センター	☎042-741-6665
	相武台地域包括支援センター	☎046-206-5571
	東林第1地域包括支援センター	☎042-740-7708
東林第2地域包括支援センター	☎042-705-8278	

障害者相談支援キーステーション

障害のある方につきましては、障害の種別に関わらず、お住まいの区の障害者相談支援キーステーションで相談をお受けします。

緑障害者相談支援キーステーション	☎042-703-0150
南障害者相談支援キーステーション	☎042-705-5960



二次相談窓口

さがみはら成年後見・あんしんセンターの中核機関としての事業内容

講師派遣

成年後見制度の普及を目的とした講座の開催や施設、団体等が実施する講座へ講師派遣を行います。

一次相談窓口向け研修会の開催

地域包括支援センターや障害者相談支援キーステーション等、一次相談窓口を担う機関の職員に対する研修会を定期的に開催します。

専門的な相談への対応

●成年後見専門相談

成年後見制度や成年後見人等の業務に関する相談に司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士が応じます。

対象 ・親族後見人等として市内で活動する方 ・福祉職として成年後見制度に関わる方
・制度の利用を考えている方

相談日 原則毎週木曜日(月4回) お一人30分(予約制)

●権利擁護相談

財産・相続・人間関係の困り事等の相談について、弁護士が応じます。

相談日 : 月1回(第4火曜日)

相談時間 : お一人40分

内容 : 成年後見制度利用支援、財産、相続等

対象 : 高齢者、障がいのある方とその家族

●困難事例等への助言

一次相談窓口から寄せられる成年後見制度利用に関する複雑・困難なケース等に対し、適宜、市が設置する困難事例対応専門家チーム(弁護士・司法書士)の支援を得ながら助言等の対応をします。

受任調整案件への対応

一次相談窓口等で受け付けた申立相談等の中で、後見人等候補者の選定に悩むケースに対し、必要に応じて会議の開催を通じ本人にふさわしい後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所へ推薦を行います。

対象 原則、本人申立、親族申立及び市長申立のうち、次のいずれかに該当し、支援機関から相談があった方を対象とします。

○申立人が後見人等候補者を探すことができない場合

○本人の状況に合わせた適切な後見人等候補者を選定できない場合(判断に迷う場合も含む)

その他の事業内容

日常生活自立支援事業

①福祉サービス利用援助・日常的金 銭管理サービス

- ・福祉サービスを利用する際の契約等各種 手続きをお手伝いします。
- ・医療費や家賃、公共料金などの支払いを 代行します。
- ・預金口座から生活費を払い戻して、ご自宅 にお届けします。

②書類等預かりサービス

- ・定期預金、権利書、実印などの重要書類等をお預かりします。

※日常生活自立支援事業について、緑区(城山・津久井・相模湖・藤野地区)にお住まいの方のお問合せ先は、
津久井地域事務所 住所：緑区中野633 津久井総合事務所3階
電話：042-784-3393

成年後見事業(法人後見)

相模原市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、財産管理や福祉サービス利用契約等の法律行為を通じて、ご本人の権利を守り、生活を支援します。





専門職成年後見人等一覧

弁護士

神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり

無料電話相談（20分無料）、事務所来所相談（30分無料）、出張相談（有料）を行っています。

受付電話 ☎045-211-7720（平日の9時30分～12時、13時～16時30分）

神奈川県弁護士会の常設機関として、弁護士が、判断能力に不安のある高齢者・障がい者の方々、そのご家族・支援者の皆様に対し、成年後見制度を中心とした権利擁護活動を包括的・専門的に実施しています。弁護士は、遺産分割、交通事故、債務整理などの法的問題解決が必要な成年後見人の実績が豊富です。そのほかに多様な財産の管理が必要な場合や親族が後見人を務めるときの後見監督人など、幅広いニーズに対応可能です。

● **紹介までの期間**

お電話にてお申込み後、受付日の翌日までに担当弁護士よりお電話します。ご希望により、電話相談、面談相談が可能です。

※実際に候補者となることができるかどうかは、担当弁護士との相談の中で協議して決めます。

● **任意後見人の紹介**

神奈川県弁護士会法律相談センター（☎045-211-7700）にて対応します。
「任意後見に関する法律相談」とお申込みください。

司法書士

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部

後見人等候補者名簿に登録されている司法書士による無料の相談窓口を開設しています。

電話相談／専用電話 ☎045-663-9180（月・金の15時～17時、水の10時～12時）

面談相談／申込電話 ☎045-640-4345（面談時間 水の15時～17時）要予約

※面談は、神奈川県司法書士会館のほか、市内にあるリーガルサポート所属の司法書士事務所でも実施しています。

成年後見業務を担う会員（司法書士）で組織する法人です。法人は、会員を指導監督して、一定の研修を受けた会員を候補者名簿（2年毎更新）に登録しています。

成年後見人等の候補者には名簿登録された会員を紹介しています。

不動産登記申請業務は司法書士の主要な業務であり、不動産の売却や管理が必要な事案を受任することが多いです。また、相続登記も業務であり、相続が発生している事案や財産管理が複雑な事案なども受任することが多いです。

- **紹介までの期間** 概ね2週間程度 ● **任意後見人の紹介** 可能

社会福祉士

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会

後見活動を行っている社会福祉士による無料相談窓口を開設しています。

専用電話 ☎045-314-5500（電話相談）火・木の14時～17時

（面接相談）火・木の13時～14時 要予約

（出張相談）初回相談料無料（交通費相談者負担）

社会福祉士は、広く福祉に関する相談に応じ必要な助言や関係者との連携・調整により必要な援助を行う専門職です。社会福祉士会の会員の内、一定の研修を修了した会員を名簿に登録し、成年後見人等の担い手として活動しています。幅広い福祉の専門知識と経験を活かし、特にご本人の意思を尊重し、その方の立場に立ったきめ細かな身上保護を行います。

- **紹介までの期間** 概ね2週間程度（依頼集中時、1か月程度かかる場合あり）
● **任意後見人の紹介** 可能

一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部

専門の行政書士が成年後見に関するご相談や後見人等の推薦依頼に応じています。

コスモス無料電話相談/専用電話 ☎045-222-8628 (平日の13時~16時)

※面談による相談も受け付けています。予約制

当団体の会員は、地域密着型の国家資格者(行政書士)として、日頃より市民の皆様と行政の橋渡しの役割を担っており、成年後見活動においても、財産管理のみならず身上保護を重視していることが大きな特徴です。

<受任例> ○身寄りのない方も地域の中で安心して暮らせるよう、行政や医療福祉職等と連携して支援する。
○経済的余裕がない方の生活の安定に資するため、各種制度やサービス利用の諸手続きを行う。
○住まいに関する様々な契約や相続手続き等を行う。

- 紹介までの期間 概ね2週間程度
- 任意後見人の紹介 可能

東京地方税理士会 成年後見支援センター

面接又は電話により、成年後見制度や後見人の推薦などの相談に応じています。

相談専用電話 ☎045-315-2070 (第1~第4水の10時~12時、受付は10時~11時30分)

13時~16時、受付は13時~15時30分)

候補者についての相談 ☎045-243-0511 (業務課) 9時~17時

私たち税理士は、事業を営む企業の決算申告、税額計算すると同時に、その財務・経営についてチェックをしています。また個人の方々の資産管理などのお手伝いをしております。その豊富な経験を生かして、成年後見制度をサポートして行きたいと考えています。

- 紹介までの期間 概ね2週間程度
- 任意後見人の紹介 可能



後見等の申立てをするとき

横浜家庭裁判所 相模原支部 ☎042-716-0181 相模原市中央区富士見6-10-1

後見等を受ける方の住民票上の住所が相模原市と座間市の方が管轄となります。



任意後見契約をするとき

相模原公証役場 ☎042-758-1888 相模原市中央区相模原4-3-14 第一生命ビル (5階)

任意後見契約をする際は、事前に電話で連絡してください。

